

令和 8 年(2026 年)1 月 28 日
厚 生 委 員 会 資 料
地域支えあい推進部介護保険課

控訴事件の判決及び同判決に対する上告の提起について

1 事件名

損害賠償請求控訴事件

2 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

令和 7 年(2025 年)2 月 13 日 東京簡易裁判所に訴えの提起

21 日 訴状送達

6 月 13 日 東京簡易裁判所で棄却判決の言渡し

7 月 1 日 東京地方裁判所に控訴の提起

9 月 5 日 控訴状送達

12 月 18 日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

23 日 東京高等裁判所に上告の提起

令和 8 年(2026 年)1 月 6 日 上告状送達

4 事案の概要

本件は、控訴人が、介護保険に加入申込みをしていないにもかかわらず、被控訴人が控訴人の年金から介護保険料を徴収したと主張し、被控訴人に対し、10 万 4,998 円の支払を求めたものである。

原判決は、被控訴人は損害賠償義務及び不当利得返還義務を負わないとして控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 被控訴人は、控訴人に対し、10 万 4,998 円及びうち 9 万 2,400 円に対する令和 7 年 2 月 22 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

6 判決

(1) 主文

- ア 本件控訴を棄却する。
- イ 控訴費用は、控訴人の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

控訴人の主張を可能な限り善解すると、介護保険について、民間事業者が提供する保険商品と同じであることを前提に、控訴人の意思確認をせずに強制的に介護保険に加入させることはできないし、強制加入させることは思想及び良心の自由を保障する憲法第19条に反するから、被控訴人による介護保険料の徴収が国家賠償法上違法であると主張するものと解されるが、介護保険制度が強制加入方式を採用していることは介護保険法の趣旨、目的等から明白であり、控訴人の意思確認を要するとする控訴人の主張は介護保険制度を正解することなく独自の見解を述べるものであって失当である。また、介護保険への加入を強制することはその性質上被保険者に対し特定の思想を持つことを強制したりこれに反対する思想を持つことを禁止したりするものではなく、被保険者の思想及び良心の自由を直接又は間接に制約するものではないから、憲法第19条に違反する旨の控訴人の主張も失当である。

7 上告の提起

(1) 事件名

上告提起事件

(2) 当事者

上告人 中野区民

被上告人 中野区

(3) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。